第四十八条中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第六十条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第三条の十八第二項」に改め、同項第三号中「第二十七条」を「第三条の二十六」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第三条の三十六第二項」に改め、同項第五号中「第三十八条第二項」を「第三条の三十八第二項」に改める。

第六十一条中「第九条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第二十八条及び第三十三条から第三十九条まで」を「第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九及び第十二条」に、「第九条第一項中「第三十条」を「第三条の七第一項中「第三条の二十九」に、「夜間対応型訪問介護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に、「第三十三条中」を「第三条の三十二中」に改める。

第六十三条第一項中「小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法」を「小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法」に、「以下同じ。）を」を「以下この章において同じ。）を」に、「同じ。）の利用者」を「この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者」に、「同じ。）の指定」を「この章において同じ。）の指定」に、「同じ。）の事業」を「この章において同じ。）の事業」に、「この条及び第六十七条」を「この節及び次節」に、「、訪問サービス」を「及び訪問サービス」に、「をいう。以下同じ。）の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を一以上とするほか」を「（第七項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を一以上とし」に、「通じて一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に」を「通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、」に、「を、一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるため」を「に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務」に改め、同条第五項中「小規模多機能型居宅介護をいう。以下」を「指定小規模多機能型居宅介護（第七項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において」に、「宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う」を「夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる」に改め、同条第六項第四号中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する」及び「（以下「指定介護療養型医療施設」という。）」を削り、同条第九項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第十項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第七十七条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第六十三条第七項中「利用者」を「当該介護支援専門員は、利用者」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に、「前項」を「第六項」に改め、「ものとする」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7　第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。

8　第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第百七十一条第一項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9　第四項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

第六十四条第一項中「施設等の職務」の下に「若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「介護老人保健施設」の下に「、指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」の下に「、指定複合型サービス事業所」を加え、「及び第九十二条」を「、第九十二条及び第百七十三条」に、「、三年以上」を「三年以上」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文及び第百七十二条第一項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第六十五条中「介護老人保健施設」の下に「、指定小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、「指定認知症対応型共同生活介護事業所」の下に「、指定複合型サービス事業所」を加え、「若しくは訪問介護員等」を「、訪問介護員等」に改める。

第六十六条第一項中「以下同じ」を「以下この章において同じ」に改め、「二十五人」の下に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人）」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「以下同じ」を「以下この章において同じ」に改め、同項第一号中「十五人」の下に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人）」を加え、同項第二号中「九人」の下に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、六人）」を加える。

第六十七条第二項第二号ニ中「居間は」を削り、「ものであれば」を「居間については」に、「含めて差し支えないものとする」を「含めることができる」に改める。

第六十八条中「、介護支援専門員」の下に「（第六十三条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第七十四条において同じ。）」を加える。